

# ハラスメント防止宣言

北海道大学 大学院メディア・コミュニケーション研究院

北海道大学 大学院国際広報メディア・観光学院

北海道大学 外国語教育センター

北海道大学大学院メディア・コミュニケーション研究院、大学院国際広報メディア・観光学院および外国語教育センター（以下、本研究院、本学院および本センター）は、組織内からあらゆるハラスメントをなくすことをここに宣言します。

## 【基本的な考え方】

1. 本研究院、本学院および本センターの全ての構成員（教職員・学生）とその関係者は、意志・感情・期待・希望を持った個人として尊重されます。
2. 本研究院、本学院および本センターは、組織内からあらゆるハラスメントをなくし、個々の構成員が十分にその個性や能力を発揮できる環境を整えることを目指します。
3. 本研究院、本学院および本センターは、明白なハラスメントと認定されない、いわゆるグレーゾーンの状況であっても、適切な早期対応をとります。

## 【個人の権利】

1. 本研究院、本学院および本センターに関係する個人は、自分の感情・感じ方・考えに基づいて被害を申告する権利を有します。
2. 本研究院、本学院および本センターに関係する個人は、自分の感情・感じ方・考えに基づいてハラスメント行為の中止を求める権利を有します。
3. 本研究院、本学院および本センターに関係する個人は、ハラスメントの被害の回復を求める権利を有します。
4. 本研究院、本学院および本センターに関係する個人は、不適切な環境の改善を求める権利を有します。
5. 本研究院、本学院および本センターに関係する個人は、ハラスメントに関する相談を組織外に行なう権利を有します。
6. 本研究院、本学院および本センターに関係する個人は、被害の申告、調査などに協力したこと、並びにハラスメントに関して正当と信じる対応を行なったことによって差別的取扱いや不利益を受けることはありません。

## 【行動の指針】

1. 本研究院、本学院および本センターは、ハラスメントについて正しく理解するための構成員への啓発活動を推進します。
2. 本研究院、本学院および本センターは、ハラスメントを防止するために、学習・教育・研究・就業環境の改善を積極的に行ないます。

3. 本研究院、本学院および本センターは、ハラスメントに関わる相談があった場合には、被害申告者の保護を第一に考え、適切な環境を迅速に整えます。
4. 本研究院、本学院および本センターは、ハラスメントの被害が生じた場合には、その不利益の回復に向けて必要な対策を迅速かつ積極的に講じます。

#### 【組織の義務】

1. 本研究院、本学院および本センターは、ハラスメントをなくし、個々の構成員および関係者にとって良好な学習・教育・研究・就業環境を整えます。
2. 研究院長・学院長・センター長・事務長は、ハラスメント対策全般を適切に指導します。
3. 本研究院、本学院および本センターの運営に携わる者は、ハラスメント被害の申告に誠実に対応し、被害の回復や環境の改善などの適切な措置を取ります。

#### 【構成員の義務】

1. 本研究院、本学院および本センターのすべての構成員は、講習等を通じてハラスメント一般に関する理解を深め、ハラスメントのない環境を整えるために積極的に行動する義務を有します。
2. 本研究院、本学院および本センターのすべての構成員は、ハラスメントを行なうこと、ハラスメントに協力することのないよう十分に注意する義務を有します。
3. 本研究院、本学院および本センターのすべての構成員は、ハラスメントを黙認・放置することのないよう十分に注意する義務を有します。

#### 【ハラスメント対策に職務として携わる者の義務】

1. ハラスメント対策に職務として携わる者（管理職を含む）は、必要な研修等を受けてハラスメント防止のための研鑽を積んで、誠実に職務を履行するとともに、自らが加害者とならないよう十分な注意をもって行動します。
2. ハラスメント対策に職務として携わる者は、ハラスメントに関わる相談があった場合、その内容に誠実に耳を傾け、被害申告者に不利益が生じないように対応します。
3. ハラスメント対策に職務として携わる者は、ハラスメント被害の申告があった場合、ハラスメントの認定の有無にかかわらず、被害申告者の保護を第一に考え、その不利益の回復のために、環境改善等の措置を迅速に講じます。

#### 【採択および改定】

2015年4月10日採択